当座勘定規定（2026 年 4 月 1 日以降口座開設用）

２０２６年１０月現在

１．（当座勘定への受入れ）

⑴　当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

⑵　手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

⑶　証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。

⑷　証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

２．（証券類の受入れ）

⑴　証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。

⑵　当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

３．（本人振込み）

⑴　当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当金庫で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。

⑵　当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

４．（第三者振込み）

⑴　第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合には、その受入れが証券類によるときは、第 2 条と同様に取扱います。

⑵　第三者が当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第 3 条と同様に取扱います。

５．（受入証券類の不渡り）

⑴　前 3 条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第 4 条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第 1 項の場合には、本人を通じて返却することもできます。

⑵　前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

６．（手形、小切手の金額の取扱い）

手形、小切手を受入れる場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

７．（当座勘定からの払戻し）

⑴　当座勘定から払戻しを行うときは、届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出してください。

⑵　前項の払戻しの手続きに加え、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

８．（支払の範囲）

引き落としの金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。

９．（支払の選択）

同日に数件の支払いをする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

10．（過振り）

⑴　第８条にかかわらず、当金庫の裁量により支払資金をこえて支払をした場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。

⑵　前項の不足金に対する損害金の割合は年 18.25％（年 365 日の日割計算）とし、当金庫所定の方法によって計算します。

⑶　第１項により当金庫が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。

⑷　第１項による不足金、および第２項による損害金の支払がない場合には、当金庫は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。

⑸　第１項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

11．（手数料等の引落し）

⑴　当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これらに類する債権が生じた場合には、払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。

⑵　当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続をしてください。

12.（印鑑等の届出）

⑴　当座勘定の取引に使用する印鑑（または署名鑑）は、当金庫所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。

⑵　代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑（または署名鑑）を前項と同様に届出てください。

13.（届出事項の変更）

⑴　印章、署名判を失った場合、または印章、署名判、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号、在留カード・特別永住者証明書の有効期限その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。

⑵　前項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

⑶　第１項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

⑷　当座勘定の開設等の際には、当金庫は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店に届出てください。

14.（成年後見人等の届出）

⑴　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届出てください。

⑵　家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

⑶　すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前２項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

⑷　前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

⑸　前４項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

15.（印鑑照合等）

⑴　払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

16.（利息）

当座預金には利息をつけません。

17.（残高の報告）

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当金庫所定の方法により報告します。

18.（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

19.（反社会的勢力との取引拒絶）

この当座勘定は、第21条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第21条第2項各号に一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

20.（取引の制限等）

⑴ 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

⑵ 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

⑶ 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって口座開設店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。

⑷ 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

⑸ 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

21.（解約）

⑴ この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。

⑵ 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、

当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用しているものと認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他AからDに準ずる行為

④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合

⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑥ 前条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合

⑦ 上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

⑶ 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

⑷ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかん

にかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

22.（手形交換所規則による取扱い）

⑴　この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。

⑵　関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、その緊急措置に従って処理するものとします。

⑶　前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

23.（保険事故発生における預金者からの相殺）

⑴　この預金は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定がされている場合にも同様の取扱いとします。

⑵　相殺する場合の手続については、次によるものとします。

①　相殺通知は書面によるものとします。

②　複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③　前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④　第 2 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

⑶　相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

⑷　相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

⑸　相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

24.（規定の変更等）

⑴　この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。

⑵　前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

TRIbank Hiratsuka
平塚信用金庫